

○大津町日中一時支援事業実施要綱

平成19年 6 月29日

要綱第40号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年 8 月 1 日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく日中一時支援事業(以下「事業」という。)は、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護を行う者の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、大津町(以下「町」という。)とする。

(サービス提供事業所)

第3条 事業のサービス(以下「サービス」という。)を実施する事業所(以下「事業所」という。)は、法人格を有する事業所で、別表第1を満たす者又は法に基づく短期入所の指定を受けている者もしくはそれと同等のサービスの提供が可能な者で、町長が適当と認めた者とする。

2 前項の事業所のうち別表第2を満たす者については、医師の指示を受けて行う次に掲げる医療的ケアを提供することができる。

(1) 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内および気管カニューレ内部)

(2) 経管栄養(胃ろうまたは腸ろうもしくは経鼻経管栄養)

(事業所登録)

第4条 事業所は、事前に町に登録するものとする。

2 事業所の登録をしようとする者は、日中一時支援事業事業所登録申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、日中一時支援事業事業所登録決定・却下通知書(様式第2号)により事業所に通知するものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、町内に居住地を有している障害者等で、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが困難となるため、日中の保護及び看護が必要となる者とする。

(利用手続き)

第6条 事業を利用しようとする障害者等又はその保護者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業利用登録申請書（様式第3号）を町長、又は登録決定した事業所（以下「登録事業所」という。）を経由し提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請があつたときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、日中一時支援事業利用決定・却下通知書（様式第4号）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により決定したサービスの有効期間は、利用決定を行つた日から1年以内の日で当該日の属する月の末日までとする。ただし、利用決定を行つた日が月の初日である場合は、始期から1年間を有効期間とする。

4 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、サービスを利用しようとするときは、決定通知書を登録事業所に提示し、直接依頼するものとする。

(利用の変更)

第6条の2 利用者は、決定内容の変更を希望するときは、日中一時支援事業利用変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、日中一時支援事業利用変更決定・却下通知書（様式第6号。以下「変更決定通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

3 前項の規定による変更決定通知書の有効期間は、利用決定を行つた日から、前条第3項の規定により定められた期間とする。ただし、利用料の免除による利用決定の有効期間は、利用決定を行つた日の翌月の初日（利用決定を行つた日が月の初日である場合は、当該月の初日）から適用するものとする。

4 第2項の規定に掲げる利用決定を受けた利用者は、速やかに変更決定通知書を登録事業所に提示しなければならない。

(利用の取り消し)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 事業の対象者でなくなつた場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不適當と認めた場合

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、日中一時支援事業利用決定取消通知書（様式第7号）により利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）に通知するものとする。

（登録事業所の届出義務）

第8条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに日中一時支援事業事業所登録変更・中止届（様式第8号）を町長に届け出なければならない。

（利用者の届出義務）

第9条 利用者等は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業利用登録変更・中止届（様式第9号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の氏名および住所等を変更した場合
- (2) 利用の中止をしようとする場合

2 利用者等は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに日中一時支援事業利用決定通知再交付申請書（様式第10号）を町長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

（利用日数）

第10条 利用者の利用限度日数は、当該月の日数から8日を控除した日数とする。ただし、町長が必要と認める者については、この限りではない。

（費用の支給及び利用料）

第11条 町長は、別表第3に定めるところによりサービス提供に要する経費（以下「事業費」という。）のうち、利用者等が登録事業所に支払う利用料を除いた額を支給する。

2 利用者等は、利用料として事業費の1割を登録事業所に支払うものとする。

（事業費の代理受領）

第12条 利用者が、登録事業所からサービスの提供を受けたときは、事業費として町長が支給すべき額を、利用者等の委任に基づき、利用者等の代わりに、登録事業所が支払いを受けることができる。

(事業費の支払い等)

第13条 登録事業所は、毎月のサービス提供後速やかに、「日中一時支援事業事業費請求書（様式第11号）」、「日中一時支援事業事業費明細書（様式第12号）」及び「日中一時支援事業サービス提供実績記録票（様式第13号）」により、町長に対して事業費の請求を行うものとする。

2 町長は、登録事業所からの請求に基づきその内容を審査のうえ、正当な請求のあつた日の属する月の翌月の末日までに事業費を支払うものとする。

(利用料の免除)

第14条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、第11条に規定する利用料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯

(2) 世帯主及び世帯員の申請時の市町村民税が非課税である世帯

2 前項第2号に規定する世帯の範囲については、利用者が障害者である場合については当該障害者及び配偶者とし、利用者が障害児である場合については、当該障害児を含めた同一世帯全体とする。ただし、障害児の保護者が障害者である場合については、当該障害児の保護者及び配偶者とする。

(登録事業所の遵守事項)

第15条 登録事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 登録事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、利用者等に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格及び事業費の代理受領に関する経理状況を明示しなければならない。

- 5 登録事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する情報を漏らしてはならない。
- 6 登録事業所及び従業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- 7 登録事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者等は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(大津町日中一時支援事業(日中短期入所)実施要綱及び大津町障害児タイムケア事業実施要綱の廃止)

- 2 大津町日中一時支援事業(日中短期入所)実施要綱(平成18年大津町要綱第43号)及び大津町障害児タイムケア事業実施要綱(平成18年大津町要綱第44号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、大津町日中一時支援事業(日中短期入所)実施要綱及び大津町障害児タイムケア事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年7月17日要綱第36号)

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

附 則(平成22年3月30日要綱第9号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日要綱第7号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日要綱第5号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第24号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日要綱第14号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業に従事する職員には、障害者等に対し適切な対応を行う能力を有する者を充て、障害者等の人数や状況に応じて、おおむね次表のとおり配置するものとする。

平均利用予定障害者等数	2～3人	4～5人	6～10人	11～15人
有資格者	1	1	1	1
指導員	0	1	2	3

有資格者：保育士資格所持者、障害児（者）施設や特別支援学校等に従事した経験のある者、特別支援学校保護者OBなど

別表第2（第3条関係）

人員配置	医療的ケアが必要な障害者等を受け入れる時間帯に、常時看護師等を1名以上配置していること。ただし、利用者支援に支障がない場合は、障害福祉サービス事業所等に配置された看護師等が兼務しても差し支えない。
設備	受入れ可能な設備を完備していること。

別表第3（第11条関係）

区分	4時間以下	4時間超	送迎加算
(ア) 通常の事業 250単位 所		1時間ごとに50単位 を加算	片道につき50単位を 加算
(イ) 通常の事業 450単位 所（障害者等のうち、障害福祉サービスの行動援護の		1時間ごとに100単位 を加算	片道につき50単位を 加算

対象者に相当する
者に対して提供し
た場合)

(ウ) 別表第2を満450単位
たす事業所（第3
条第2項に掲げる
医療的ケアが必要
と認められた障害
者等に対して提供
した場合)

1時間ごとに100単位 片道につき50単位を
を加算 加算

(エ) 療養介護事 650単位
業に係る施設、医
療型障害児入所施
設、医療型児童発
達支援センター及
び児童福祉法（昭
和22年法律第164
号）第6条の2第3
項に規定する指定
医療機関

1時間ごとに150単位 片道につき50単位を
を加算 加算

様式第1号(第4条関係)

日中一時支援事業事業所登録申請書

年 月 日

大津町長

様

申請者
所在地
団体名
代表者名

次のとおり、日中一時支援事業の事業所登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者情報	フリガナ 申請者名					
	フリガナ 申請者住所	(〒 —)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	フリガナ 代表者氏名					
	代表者住所	(〒 —)				
事業所情報	フリガナ 事業所名	(〒 —)				
	事業所所在地	(〒 —)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	登録要件 (該当する実施期間に○を付ける)	別表第1	通 年	備考()		
			長期休暇時	備考()		
		別表第2	通 年	備考()		
			長期休暇時	備考()		
		指定短期入所	通 年	備考()		
	実施時間	午前 時 分 から 午後 時 分 まで				
	職員の配置状況	フリガナ				
		事業所責任者氏名				
		職員数 人(常勤 人・非常勤 人 うち看護師等 人)				
送迎サービス実施の有無	有 ・ 無					
同一事業所で実施している他の事業等						
主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児					
添付書類	別表第1	1日平均利用人員算出表、建物の平面図、				
	別表第2	有資格者の資格証書の写し				
	指定短期入所	指定通知書の写し、指定申請書及び付表5の写し				

様式第2号(第4条関係)

日中一時支援事業事業所登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

大津町長



年 月 日付けで申請のあつた、日中一時支援事業事業所登録について、次の
とおり決定・却下したので通知します。

登 録 番 号	第 号	
申 請 者	名 称	
	住 所	
	代 表 者 氏 名	
登録決定年月日	年 月 日	
事 業 所	名 称	
	住 所	
却 下 の 理 由		
備 考		

様式第3号(第6条関係)

日中一時支援事業利用登録申請書

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名

次のとおり日中一時支援事業の利用登録を受けたいので申請します。また、利用登録の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

なお、事業費の支給の受領を利用した登録事業所に委任します。

申請者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()		
申請に係る 児童の氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	続柄			

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神保健福祉 手帳番号	
疾病名					

他のサービス 利用の状況	障害福祉 サービス	障害支援 区 分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	年 月 日～ 年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要介護 認定	有・無	要介護度	要支援() 要介護 1 2 3 4 5	利用中のサービスの種類と内容等
利用予定 事業所						
備考						

※第3条第2項でいう医療的ケアが必要な場合は、医師の指示書(写しで可)を添付すること。

様式第 4 号(第 6 条関係)

日中一時支援事業利用決定・却下通知書

様

第 年 月 日 号

大津町長 印

年 月 日に申請のありました日中一時支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決 定 番 号	第	号	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	電話番号 ()		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
決定に係る 児童の氏名		続柄		

決定内容	費用負担	事業費の %
	利用限度 日 数	
	備 考	

事業所 記入欄	事業所の名称	契 約 日	事業所 確認印
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

注意事項	1 日中一時支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業所に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があつたときには、大津町長にその旨届出て下さい。
------	--

2 却下

却下理由	
------	--

様式第 6 号(第 6 条の 2 関係)

日中一時支援事業利用変更決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

大津町長 印

年 月 日に申請のありました日中一時支援事業利用変更について、次のとおり変更したので通知します。

決 定 番 号		第 号	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	電話番号 ()		
フリガナ			生年月日	年 月 日
決定に係る児童の氏名			続柄	
変更後の内容	費用負担	事業費の %		
	利用限度 日 数			
	備 考			

変更理由	
------	--

注意事項	1 日中一時支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業所に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があつたときには、大津町長にその旨届出て下さい。
------	--

様式第 6 号(第 6 条の 2 関係)

日中一時支援事業利用変更決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

大津町長 印

年 月 日に申請のありました日中一時支援事業利用変更について、次のとおり変更したので通知します。

決 定 番 号		第 号	有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
決 定 者	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名					
	住 所	電話番号 ()				
フリガナ			生年 月 日	年 月 日		
決定に係る 児童の氏名			続柄			
変 更 後 の 内 容	費用負担	事業費の %				
	利用限度 日 数					
	備 考					

変更理由	
------	--

注意事項	1 日中一時支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業所に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があつたときには、大津町長にその旨届出て下さい。
------	--

様式第 7 号(第 7 条関係)

日中一時支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大津町長 印

年 月 日付け 第 号で決定した日中一時支援事業利用登録について、
次のとおり取消したので通知します。

決 定 番 号		第 号	有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名					
	住 所	電話番号 ()				
フリガナ			生年 月 日	年 月 日		
決定に係る 児童の氏名			続柄			
決定内容	費用負担	事業費の %				
	利用限度 日 数					
	備 考					

取消理由	
------	--

様式第8号(第8条関係)

日中一時支援事業事業所登録変更・中止届

年 月 日

大津町長

様

所在地

申請者 団体名

代表者名

日中一時支援事業の事業所登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

変更・中止の理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後
備 考		

様式第9号(第9条関係)

日中一時支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

大津町長

様

届出者 住 所

氏 名

日中一時支援事業の利用登録に係る（変更・中止）を次のとおり届け出ます。

決 定 番 号	第 号	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
決 定 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所	電話番号 ()	
フリガナ		生年 月日	年 月 日
決定に係る 児童の氏名		続柄	

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神保健福祉 手帳番号	
疾病名					

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏 名		
居住地		
その他		
変更年月日	年 月 日	
中止年月日	年 月 日	
備 考		

様式第 10 号(第 9 条関係)

日中一時支援事業利用決定通知再交付申請書

年 月 日

大津町長 様

届出者 住 所
氏 名

日中一時支援事業利用決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決 定 番 号	第 号	有効期間	年 月 日～ 年 月 日
決定者	フリガナ		
	氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ()	
フリガナ		生年 月日	年 月 日
決定に係る 児童の氏名		続柄	

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第11号(第13条関係)

日中一時支援事業事業費請求書

(請求先)

様

請求金額	十億			百万			千			円
------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳				年			月分		
	請求給付費名							明細書件数	金 額
	合 計								

上記のとおり請求します。

年 月 日

[illegible]

様式第12号(第13条関係)

日中一時支援事業事業費明細書									
							年		月分
決 定 番 号					登 録 番 号				
利用決定障害者等 氏 名					事業者及び その事業所 の名称				
利用決定に係る 障 害 児 氏 名									
費 用 の 額 計 算 欄	サービス内容	算定単位額	算 回	定 数	当月算定額	摘 要			
当月費用の額合計					①				
利 用 者 負 担 額 等 計 算 欄	利用者負担額等の内訳				当月算定額	摘 要			
	利 用 者 負 担 額								
	当月利用者負担額等合計				②				
当月事業費請求額 ①－②					円				
						枚中		枚	

様式第13号 (第13条関係)

日中一時支援事業サービス提供実績記録票

年 月分

決定 番号	第 号	決定者氏名 (児 童 氏 名)			登録番号							
利用 限度 日数		区分		事業者及 び事業所 の名称								

[illegible]

	枚中		枚目
--	----	--	----

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条の 2 関係)

様式第 6 号 (第 6 条の 2 関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

様式第10号 (第 9 条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第13条関係)